第二・五条　関税上の評価

関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する。

第二・六条　輸出補助金

いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、世界貿易機関設立協定に基づく義務に適合しないいかなる輸出補助金も新設し、又は維持してはならない。

第二・七条　輸入及び輸出の制限

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について、又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって関連する世界貿易機関設立協定の規定に基づく義務に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2　一方の締約国は、両締約国が合意する産品の他方の締約国からの輸入又は当該他方の締約国への輸出について関税以外の禁止又は制限であって世界貿易機関設立協定に適合してとられるものを新設する場合には、自国の国内法令に適合する方法により、その新設の前に、又はその後できる限り速やかに、当該他方の締約国に対して関連する情報を利用可能なものとし、又は通報するよう努める。この2の規定は、当該情報の共有について当該一方の締約国が公共の利益に反すると認めるときは、適用しない。

注釈　一方の締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく関連する手続を通じて他方の締約国に対して関連する情報を提供することにより、この2の規定を履行することができる。

第二節　セーフガード措置

第二・八条　二国間セーフガード措置の適用

1　一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　この章に定める関税の引下げの対象となる1に規定する原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二・九条　条件及び制限

1　二国間セーフガード措置は、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持されてはならず、また、当該二国間セーフガード措置の適用期間は、三年を超えてはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、二国間セーフガード措置の適用期間を延長することができるが、延長を含めた合計の適用期間は、六年を超えないものとする。二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合には、調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

2　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

3　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

4　二国間セーフガード措置は、輸入締約国によるある物品の輸入において輸出締約国の原産品の輸入の割合が当該物品の総輸入量の三パーセントを超えない場合には、当該原産品についてとられてはならない。

5　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

第二・十条　調査

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従い、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

2　1に規定する調査については、特別な場合を除くほか、当該調査の開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、当該調査の開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

第二・十一条　通報及び協議

1　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面による通報を行う。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合

(b)　二国間セーフガード措置をとり、又は延長する決定を行う場合

2　1に規定する書面による通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)に規定する場合における書面による通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、調査の対象となる期間並びに調査の開始の日付

(b)　1(b)に規定する場合における書面による通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び予定適用期間

3　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、前条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関し意見を交換し、及び次条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

第二・十二条　補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税に関する譲許について講ずることによる貿易上の補償の適切な方法について合意することができる。

2　両締約国が前条3の規定に従って協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、原産品について二国間セーフガード措置がとられた締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間であり、かつ、当該二国間セーフガード措置が適用されている期間に限り、当該権利を行使することができる。